

(22) 官報(明四四・八・二二)九頁  
(23) 前掲済生會志 四八頁

## 二 大詔渙發による新醫療保護事業の發生

施薬救療の大詔を拜するや、朝野を擧げて其の有難きに感泣すると共に、聖旨に應へ奉らんとして奮起する者少くなく、施薬救療に關する計畫が勃然として興り、幾多の醫療保護事業團體乃至は機關の興起を見る事となつた。各府縣に於ける醫師會の救療計畫及び救療活動については、既に前節第三項に於いて概述したところであり、又其の他のものについては、第四節に於いて述べるを以て、茲では是等を除外し、優詔渙發を契機として設立されたものにして、特に注目に値ひし、而も從來に見ざる新なる目的を以て活動を開始するに至つた實費診療事業についてのみ些か述べることとする。

實費診療事業は、醫療の普及、社會化をめざし、主として少額所得者、所謂中產階級及びそれ以下を對象として、一般開業醫に於けるよりもはるかに低廉なる料金、いはゞ實費を以て診療を行ひ、以て疾病によつて直ちに貧困に顛落せんとするの危險を防止するにあつて、鈴木梅四郎・加藤時次郎等の計畫によつて實費診療所なるものが設立せられ、始めて實現されるに至つた。蓋し從來の醫療保護事業機關の多くは云ふまでもなく、大詔の聖旨を奉じて設立された財團済生會も、其の當初の趣旨は、寧ろ既に貧困にあるものに無料を以て醫療を施す所謂施薬施療を中心としたもので、一朝疾病に罹らんか、直ちに貧困に陥る處ある中產階級以下に對して、彼等の有する資力に於いて醫療を與へんとするの方途に關しては特に講ずるところがなかつたのである。茲に於いてか、是等中產階級以下の者のみを對象とし、専ら防貧に重きを置いて醫療保護事業を行はんとする實費診療所が設立されるに至つたのである。此の實費診療所の右の如き趣旨は、鈴木梅四郎の執筆にかゝり、明治四十四年七月、公表された左記設立趣意書に委曲が盡されてゐる。<sup>(1)</sup>

### 「實費診療所設立ノ趣旨」

世運ノ進歩ト共ニ生存競爭ハ次第ニ激烈トナリ生活難ノ聲亦漸ク高シ。而シテ所謂貧民即チ世人モ之ヲ認メ本人モ亦自覺スル貧民ニ對スル同情的施設ハ官民ノ間ニ企畫セラレテ次第ニ將ニ備ラントス。然レトモ中等階級ノ下層ニ屬スル一種ノ貧民例セバ小官公吏、同事務員、同店員、同教員、巡查學生、職工、徒弟、勞働者其他之ニ類スルモノ等所謂智識アリ技能アリテ收入少ナキ階級ノ窮厄問題ニ就キテ、世人未ダ深ク其眞相ヲ知ルモノ少ク從テ之方救濟的施設ハ全ク缺如セリ。本所ノ設立ハ實ニ此階級ノ爲メニ治療上ノ便宜ヲ謀リテ其窮厄ノ一部ヲ救助セントスルニアリ。人生ノ苦難頗ル多シト雖病ニ罹リテ相當ノ手當ヲ盡シ得ザルハ苦難ノ最モ大ナルモノナリ。吾等同人微力ヲ願ス本所ヲ設ケタルモノ實ニ此同情ニ外ナラスト雖抑モ亦國家社會ノ爲ニ更ニ之カ施設ノ止ム可カラサル理由ノ大ナルモノアルガ故ナリ。試ニ其重ナルモノヲ舉グレバ左ノ如シ。

一、此階級ハ都鄙ヲ通ジテ各階級中最モ最多數ヲ占メ國家社會ノ要素ニシテ其盛衰消長ハ直ニ國家社會ノ盛衰消長トナル主要ノ階級ナルコト。

二、此階級ハ所謂貧民ト中產者トノ中間ニ立テ國民トシテ相當ノ面目ヲ保タザルベカラズ。國家社會ニ對シテ直接ニアラユル負擔ノ義務ニ服セザル可ラス。隨ツテ其生計最モ困難ノ位置ニ居ルモノナルコト。

三、國家社會ノ健全ナル進歩ヲ圖ル爲ニ此階級ニ對シテ救濟的施設ヲ要スルモノ枚舉ニ追アラズト雖就中病災ニ對スル施設最モ急ナリ。何トナレバ此階級ハ不幸病ヲ得ルモ生活難ノ爲ニ直ニ醫ニ就キテ治療ヲ求ムル能ハズ。之カ爲ニ輕微ノ疾テ重クシ甚シキハ遂ニ天幕ヲ失フモノ少カラザレハナリ。實ニ此階級ハ其勤手ナル主人ノ臥病ハ一家衰敗ノ基ナルハ勿論其妻兒三ヶ月ノ病ハ早ク已ニ其醫藥ノ爲ニ重キ借財ノ奴トナリ。一家三年已上窮乏ニ堪ヘ辛苦ヲ忍ブノ止ムベカラザル所謂財政上ノ臥薪嘗膽ヲ來スモノ其事情ナルコト。

### 第三節 優詔渙發による朝野の救療計畫

四、我帝國ハ世界無比ノ國體ヲ有シ世ニ所謂危險思想ヲ抱クモノ、發生ノ如キハ素ヨリ深ク憂フ可キニアラズ。然レドモ一六時中辛勤苦労シテ尙ホ且衣食豐カナラズ、病災排除ノ資ヲ缺キ一家窮厄ヲ極メ所謂妻臥病牀兒泣飢的ノ境遇ニ陥ルニ於テハ智識アリ且技能アル此階級ハ豈ニ他ノ富貴者ノ状態ト比較シテ茲ニ絶望的悲觀ヲ抱キ心ナラズ遂ニ所謂危險思想ノ迷路ニ入ル者ナキヲ保セシヤ、故ニ此階級ノ病災治療ニ救援的施設ヲ爲スハ實ニ我國體ヲ維持シ危險思想ノ發生ヲ豫防シ、國家社會ノ安寧幸福ヲ圖ルノ第一急要事ナルベキコト。

吾等同人微力其任ニアラズト雖右ノ事情ニ促サシテ一片ノ衷情已ミ難キアリ敢テ茲ニ魄ヨリ始ムルノ意ヲ實ニスルニ外ナラス。江湖ノ志士、仁人吾等ノ微志ヲ賛シ幸ニ後援補翼ヲ與ヘラレンコトヲ祈ル」

かくして鈴木梅四郎等の發起計畫にかかる醫療の社會化をめざす實費診療所は、同年八月十四日、社團法人的認可を出願すると共に九月五日を以て東京市京橋區木挽町六丁目<sup>1</sup>の加藤時次郎私營の加藤病院内に於いて其の業務を開始し、十一月社團法人的認可を受くるに至つたが、本實費診療事業の開始は、我が國醫療保護事業に新なる時期を劃せしむるに至り、爾後此の種醫療保護機關の發達に大なる貢獻をすることとなつたのである（詳細各註參看）。

註 (1) 社團法人實費診療所の歴史及事業 第一卷(大一五・一〇)三二頁

#### 第四節 醫療保護事業進展擴充の狀況

##### 一般醫療保護事業に於ける擴充

既に述べた如く此の時代は、日露戰役後に於ける社會情勢に醫療保護事業の急施を要すべきもの勢くなつた上に、時も秋、四十二年二月十一日、施藥救療に關する 勅語を渙發あらせられたので、我が國醫療保護事業に一新紀元を劃せしむることとなり、斯業の新なる進展に伴ふ擴充を見るに至つた。

顧ふに前代に於いて設立された一般醫療保護機關は、明治三十七年以後漸く其の基礎を確立するに至り、而も戰役後に於ける社會狀態は斯業の擴充を要すべきものがあつたので、かかる要求に應じて、其の規模を擴大し、其の内容を充實して、新たな活動を開拓するに至つてゐる。之を例へば、同愛社に於いて世局に鑑みる所があつて、明治三十九年九月、社務の擴張を圖らんとしたるが如き、東京慈惠醫院は明治四十年五月二十日、戰後擴張の必要を感じて慈惠會と改稱したるに、畏くも 皇后陛下にはこのことを聽召され、御内帑の金員十萬圓を下賜せられ、施藥救療の事業に一段の努力を致すべきを御獎勵遊ばされ給ひしが如きである。又新設されるに至つた機關に於ても、其の數に於いては前代に比すべくもないが、最初より確固たる基礎を有し、其の規模大にして新なる醫療保護活動を行ふに至つてゐる。

かかる時も秋、四十四年一月十一日、明治天皇に於かせられては、施藥救療事業を飛躍的に進展擴充せしむるの緊切なる社會情勢を御確認遊ばされ、施藥救療に關する 勅語を下し賜ひ、其の資金として百五十萬圓を御下賜あらせられたので、據て同年五月三十日<sup>2</sup>恩賜濟生會の設立を見るに至つた機關に於ても、其の數に於いては前代であるから、一言以て此の時期をいへば、擴充に伴ふ進展時代であつたと云ふことが出來よう。

而して此の時代に於ける一般醫療保護事業が、如何に擴充進展したかを容易にはかり得る指標として、公立施療病院の設立、共濟組合病院の興起、貧困患者看護事業の興起、濟生會の設立と實費診療所に於ける輕費診療事業の經營、並に大阪毎日新聞社慈善團の巡回病院の創始等の五點に求むることに依つて、大體之を證することが出来るであらう。純然たる公立施療病院についていへば、四十四年四月十日、多年の懸案であつた東京市立施療病院が設立開院され、その十月には、廣島市施療病院が設立されるに至り、夫々大規模の施療活動を開始してゐる。

又組合員の相互救療を目的とする共濟組合病院としては、三十七年十月、吳海軍工廠職工共濟會病院が設立され、三十九年八月、舞鶴海軍工廠職工共濟會病院の設立が企圖され、翌四十年三月、開院されたるが如きで、かかる相互救療を

目的とする産業労働者の醫療機關は、前代に於いては殆ど之を見るを得なかつたものである。

次に貧困患者看護事業についてあるが、三十七、八年、名古屋に櫻花義會巡回看護部が設立され、出征軍人遺家族の巡回を始めたるに胚胎し、後、貧困患者の家庭について巡回看護を行ふに至つてゐる。三十九年九月には、滋賀縣坂田郡長浜町妙法寺住職に依つて佛教悲田會なるものが設立され、看護婦の無料養成、看護婦の無料派遣等の事業が開始されてゐる。四十一年には一月、大阪市に大阪慈惠看護婦會の設立を見るに至り、貧困患者家庭並に慈善病院等への看護婦無料派遣事業が行はれてゐるが、是等も亦從來殆ど其の例を見なかつたものである。

最後の済生會の成立に依る救療活動並に實費診療所に於ける輕費診療事業の經營については、前に開説したところであるから、此處に再言するまでもないが、共に其の後の我が國醫療保護事業の發達の上に多大の影響を與へ、大いなる進展と變革をもたらしたものと云ふことが出来る。又大阪毎日新聞慈善團が設立され、我が國最初の巡回病院に依る救療事業が開始されるに至つてゐることは、注目に値ひする。

さて、此の時代に於ける一般醫療保護事業擴充進展の迹を、機關の興起を中心として以下列記することに依つて、之を大観することとする。

三十七年には一月、熊本縣醫會熊本市醫會は、規定を設けて薬價を一定すると共に、貧困者施療に關する條項を同會規定第六條に於いて、左記の如く貧困者施療を勵行することと定めてゐる。<sup>(1)</sup>

「市醫會は無資にして治療を請ふ者の爲め施療券を發行し各町總代の許に備ふ該券所持者は隨意會員中に於て無代價治療を受くることを」

二月には、日本赤十字社三重支部山田病院が設立されてゐる(各說)。

四月には、日本赤十字社滋賀支部病院及び日本赤十字社長野支部病院が設立されてゐる(各說)。

十月には三日、吳海軍工廠職工共濟會病院が設立され(各說)、二十四日、吳市は市會の議決に依り市醫設置規則を公布し、中に貧困患者治療の法を定めてゐる。<sup>(2)</sup>

尙ほ此の歲、島根縣那賀郡濱田町の本派本願寺派有志僧侶が貧困者治療のための一厘講なるものを起し、後施療券を發行して治療を行ひ、更に四十五年七月に至つて石見佛教興仁會病院を設立するに至つてゐる(各說)。

三十八年には一月十五日、岡山市在住の米國人アリス・ペラー・アダムスなるものが、同市花烟三十七番地に施療所を開設して貧困者の治療に當り、現岡山博愛病院の滥觴をなすに至つてゐる(各說)。

四月には一日、日本赤十字社和歌山支部病院が設置された(各說)。

五月には、福岡縣築紫郡醫師會は、診療部を開設して施療を實施するに至つてゐる(各說)。

六月には、廣島慈惠院(現廣島養老院)が設立され、施療部を開設してゐる(各說)。尙ほ此の月十三日、濃飛醫師協會は、岐阜縣下に傷病兵療養所設置の件及び救療機關の設置を促し、醫師の收入を確實にして業務の周到を期するの件外數件を審議してゐる<sup>(3)</sup>。

三十九年には一月二十一日、仙臺市醫會並に縣下各郡醫會は、昨秋の縣内凶作に對處して貧困者施療を決議してゐる。<sup>(4)</sup>

三月には十九日、熊本縣人吉町に西班牙婦人メルセデスを設立者として復生院なるものが設立され、貧窮民の施療が開始された(各說)。又此の月、宮城縣聯合醫會は裏に市、郡醫會の決議たる縣下凶作に際し貧困者に施療するの件を、聯合醫會の名を以て行ふことに決議し、縣當局と協議の上、施療券により左記に準じて之を六月十四日まで實行することとしてゐる<sup>(5)</sup>。

(+) 各郡市醫會員に於ては縣廳の發したる施療券を所持したる患者に對しては其求めに應じ之が治療を爲すこと

(+) 前項の患者に要したる藥價は投藥の種類如何に係らず一人一日金五錢以内とし其他の諸費は施療となすこと

〔〕薬價は治療醫に於て施療券を取纏め其日數を調査し時々郡市役所に之れが請求を爲すこと

四 施療の期間は本年六月十四日を以て限度とすること

四月には、府立大阪高等醫學校學友會は、施療救恤部を設け、五月より貧困者の施療と貧困患者救護の二事業を開始するに至り（各說）、同月、三井家は東京に一大私立施療病院を設立せんと計畫し、此の年十月三日、財團法人三井慈善病院の成立を見るに至つた（各說東京慈病院參看）。

五月には十日、安田善次郎は、石黒忠惠男爵の勧説斡旋により、東京慈惠醫院と特約の上、施療病床三十個に對する一切の費用の寄附を行ひ（各說東京慈病院參看）、又此の月、和歌山縣東牟婁郡新宮町の醫師東一登は、私立東病院を設立し、院内に施療部を設けて貧困患者の施療に當つてゐる（各說）。

六月には、東京市内の實業家、醫師其他篤志家の主唱に依り、大日本正善會なる社會事業團體が結成され、その第一著手として貧民病院を設立せんとしたるもの如く、

「貧民病院の創立 今回東京市内の實業家醫師其他篤志家の主唱に依り、大日本正善會なるものを起し、社會の公徳に基き同胞相救ふの實をあげんが爲め、第一正當の職業あるものにして、貧困なる病者を施療し、第二浮浪者を糾合して之に正當の職業を與へ、第三感化及び衛生事業に從事するの目的にて、其事務所を下谷南箱荷町吉田醫院内に置きたるが、第一著手に貧民病院を設けんとて、廿四日下谷西町小學校に創立總會を開く由」

と報導されてゐるが、設立の有無については未だ調査するの機を得ない。又此の月、東京市四谷區に外村義郎により貧困者施療を目的として基督教傳道義會附屬東信濃町醫院が設立されてゐる（各說）。

八月には、鳥取市に鳥取施療院が設立されるに至つてゐる（各說）。

九月には、滋賀縣坂田郡長濱町妙法寺に佛教悲田會の設立されたこと既述の如くである（各說）。

十一月には二十三日、岐阜縣醫師大會が市役所に開催されてゐるが、大會議案第三號として「赤十字社病院を設置し、貧民の施療を計らんことを建議すること」と並に「右委員選定のこと」が附議されてゐるが如きも、救療機關設立の氣運にあつたことを示すものである。

四十年には二月、秋田縣北秋田郡阿仁合村に、今井了により阿仁合施療院が設置され、専ら貧困者に對する施療事業が開始されてゐる（各說）。

三月には、舞鶴海軍工廠職工共濟會病院が開院されてゐる（各說）。

四月には、兵庫縣印南郡醫師會に於ては、會則を定め、其の第十九條に「本會員は赤貧者には務めて無償診療をする」と明記してをり、同月、大阪市醫師會は救護班を設け、貧困者の施療の外に急救施療事業を開始してゐる（各說）。

五月には、日本赤十字社富山支部病院が開院されるに至つてゐる（各說）。尙ほ此の年春、救世軍アース大將の來朝を機として、救世軍病院設立の議が起り、其の計畫が發表されてゐる（各說）。

六月には、長崎縣南高來郡愛野村の人宇和川義瑞は、此より曩日露の役に從軍して、不幸傷痍を受け、陸軍病院に於いて加療中、感ずるところがあつて、此の月より後滿三ヶ月間、大分・宮崎・鹿兒島・熊本・福岡の諸縣を、自己の業務とする鍼灸術を以て、貧困者施療の爲め巡回行脚を始めるに至つてをり（各說）、又日本赤十字社香川支部病院が設立され、四日市に四日市施療院が開設されてゐる（各說）。

九月には、山梨縣東八代郡醫師會は、此の月八日より十一月八日に至る迄、八月に於ける水災罹民の施療を行つてゐる（各說）。

十二月には一日、熊本市醫師會は、醫師會規則を制定し、其の第四章に於いて施療の法を左の如く巨細に定めて、施療券による施療を實施することとしてゐる（各說）。

「第四章 救 療

第四節 醫療保護事業進展擴充の狀況

第五條 本會ハ貧困ニシテ療病ノ資ナキ者ヲ施療センガ爲メ左ノ救療法ヲ設ク  
一 本會ハ救療機關ノ設立ヲ期シ且ツ救療券ヲ發行ス

表		熊本市醫師會救療券		原籍	
		患者姓名	在地	現地	籍
家計ノ主ナル職業	患者ノ職業	生年月日	申込年月日	戸主トノ續柄	戸主姓名
紹介シタル町總代	又ハ町村長ノ姓名	又ハ町村長ノ姓名	又ハ町村長ノ姓名	又ハ町村長ノ姓名	又ハ町村長ノ姓名
救療ヲ受ケント欲	スル醫師ノ姓名	救療ヲ受ケント欲	スル醫師ノ姓名	救療ヲ受ケント欲	スル醫師ノ姓名

熊本市醫師會救療規則摘要	
一 本市醫師會ハ救療機關ノ設立ヲ期シ且ツ救療券ヲ發行ス	
二 救療券ハ市役所ヲ經テ市内各町總代カ配布シ置ク者トス	
三 町總代ニ於テ其區域内ノ住民ニシテ療病ノ資ナキモノト認メタル者ニ此券附與ノ特權ヲ托ス	
四 他郡ヨリ救療ヲ乞ヒ來ル患者ハ其町村長ノ證明ヲ要ス	
五 會員ニシテ救療券ヲ得タルトキハ相當ノ救療ヲ爲スハ勿論之ガ秘密ヲ守ルベシ	
六 救療券ノ効力ハ一病期間ニ一枚トス	
七 熊本市醫師會	

- 二 救療券ハ市役所ヲ經テ市内町總代ニ配布シ置クモノトス
- 三 町總代ニ於テ其區域内ノ住民ニシテ療病ノ資ナキモノト認メタルモニ此券附與ノ權ヲ托ス  
但券面ニアル各項目ノ記入ヲ要ス
- 四 他郡ヨリ救療ヲ乞ヒ來リタル患者ハ其町村長ノ證明ヲ要ス
- 五 會員ニシテ救療券ヲ得タルトキハ相當ノ救療ヲ爲スハ勿論之ガ秘密ヲ守ルベシ
- 六 救療券ノ効力ハ一病期間ニ一枚トス
- 七 救療券ノ雛形ハ左ノ如シ(便宜前)
- 八 救療券ハ毎年七月及翌年一月冬末日迄ニ取纏メ幹事ヲ經テ會頭ニ進達スヘシ
- 九 會頭ハ該表ニ因リ統計ヲ製シ之ヲ市長ニ報告スルモノトス
- 四十一年には一月、京都市に於いて本派本願寺慈善病院設立の計畫が左の如く爲されてゐる。<sup>(1)</sup>  
「本派の慈善病院設置計畫 本派本願寺の慈善財團の事業として四十一年七月より慈善病院を創設する事に決し日下準備中なるが其位置は猪熊七條上る財團事務所の家屋を修補し外來患者に施療施藥を行ふを以て本旨とし尙ほ當分五十名を限り入院患者を收容し追て適當の位置をトし大規模の病院を建設する筈なりと尙ほ今回創設の同病院臨時修築費及び本年七月より同年中の經常院費豫算は金八千五百餘圓なりと尙ほ同財團の本年會計検査は府廳より鹽澤小谷當府屬出張して定期検査を行ひしが現在資金は百三十一萬六千圓にして申込金額は四百三十二萬圓に達し居れりと」
- 二月には一日、名古屋市醫師會は、臨時總會を開會して、名古屋市に施療病院設置に關し其の筋の意見を問ふの建議案を可決し、二月十五日附を以て市長に宛て質問書を送附したが、三月二十三日、左の如き回答があつた。<sup>(2)</sup>  
「客月十五日付を以て貧民施療病院設置に關し質問書御送附の趣旨承然るに市に於て經營す可き事業甚だ多端にして

#### 第四節 脳膜保護事業進展擴充の狀況

充分諮詢を要し候に付未だ確答の時機に無之候條可及的貴會員に於て施療相成度候様致度此段及回答候也

明治四十一年三月二十三日」

四月には、縣立金澤病院に於ては慈惠救濟資金中より五百圓の下附を受けて施療を開始し<sup>(14)</sup>又日本赤十字社兵庫支部病院が此の月設立されてる(各説)。

七月には一日、熊本市基督教婦人會によつて、貧困者施療を目的として紫苑會が設立され(各説)此の月、日本海員

扶濟會大阪海員診療所(現同會大阪病院)が附設され、海員の救療が實施されるに至つてる(各説)。

八月には、京都に東亞慈惠會(現東亞慈惠會鹽小路病院)の設立を見るに至り、貧窮民に對する救療事業が開始されるに至つた(各説)。

九月には、山梨縣中巨摩郡醫師會は、縣下水災罹民の施療活動を開始してゐる(15)。

十一月には、東京市本郷區元町等正寺住職淺野玄秀、市外品川善福寺住職秋庭正道等が、佛教青年團の附屬事業として委託施療事業を開始し、現佛教廣濟會の端を發くに至つてゐる(各説)。

十二月には、東京女子醫學校附屬至誠病院は、學用患者に限り施療することとしてゐる(各説)。

四十二年に於いては二月十五日、東京市小石川區大塚坂下町所在の四恩瓜生會に救療部が附設されてゐる(各説)。

三月には二十二日、曩に明治三十九年十月三日を以て、財團法人としての成立を見たる三井慈善病院(現泉橋慈善病

院)は、此の日を以て漸く開院されるに至つてる(各説)。

四月には一日、東京盲人教育會財團診療部の開設を見、鍼灸、マッサージに依る施療が行はれるに至り(各説)此の

月、茨城縣新治郡土浦町に佛教護國團が設立され、貧困者施療事業が開始されてる(各説)。

五月には八日、日本赤十字社大阪支部病院の開院を見(各説)同月二十一日、四谷區醫師會は、施療部を開設して貧

困者の救療を開始してゐる(各説)。

六月には十五日、京都に施療を目的とする濟生病院が設立され、此の日開院式が舉行された(各説)。

十二月には、神戸市葺合新川の貧民街に於いて賀川豊彦は救療事業を開始し、現イエス團救濟所診療部の基礎を築くに至つてゐる(各説)。

四十三年には六月、大阪市南區(現天王寺區)勝山通一丁目に育濟會勝山醫院が設立され、専ら貧窮民を施療するに至つた(各説)。

七月には、京都市の牧師石黒猛次郎等が日本健康會を設立して、巡回施療を開始するに至つてゐる(各説)。

八月には十五日、東京市淺草寺は、都下大水害に際して貧窮罹災民施療の爲めに寺内に臨時救護所を開設したが、後淺草寺病院として現今に至るまで永續せしめ(各説)。又此の月、山梨縣中巨摩郡醫師會は、縣下水害に際して施療券を發行して、貧困罹災民の救療を行ひ、同じく山梨縣東山梨郡醫師會も赤貧窮者に施療を行つてゐる。

十月には、京都に博愛社なるものの設置を見、一般に施療を行ふに至つた(各説)。

十二月には二十八日、大阪毎日新聞慈善團が組織されるに至り、後巡回病院による施療事業を其の第一着手として開始してゐる(各説)。尙ほ此の歲、群馬縣下洪水につき、邑樂郡醫師會は、郡の依頼に依つて、館林、板倉の兩所に救護所を設置して罹災民の施療救護に當つてゐる。

四十四年には二月十六日、福岡縣の素封家左座金藏の主唱に成る福岡慈惠病院設立の認可があり、九月一日より開院するとして諸般の準備に着手するところがあつた(各説)。

三月には、東京市施療病院(現東京市立築地病院)の設立竣工を見(各説)又此の月、名古屋市に慈惠療院が設立され、施療事業が行はれるに至つてゐる(各説)。

#### 第四節 療養保護事業進展擴大の狀況

四月には、兵庫縣印南郡醫師會は施藥救療の聖旨を奉戴し、施療券千枚を發行して、救療活動を開始するに至り<sup>(18)</sup>、又佐世保市醫師會は、施藥救療の方法を制定して施療を行ふこととしてゐる。

五月には六日、香川縣三豊郡醫師會は假病院（後の三豊郡醫師會附屬病院）を設立して貧窮民を施療し（各説）、同月三十日、施藥救療恩賜金を拜讃して<sup>(19)</sup>恩賜濟生會が成立されるに至つた（各説）。

六月には十二日、小西新兵衛は東京市本郷區眞砂町に施療所（現長生診療院）を設立し（各説）、此の月、大阪市南區（現浪速區）木津北島二丁目私立有隣尋常小學校内に私立有隣施療院が設立され、近在の貧困者に施療するに至つた（各説）。七月には、鈴木梅四郎等の主唱にかかる實費診療事業開始の計畫が發表され、九月五日を以て實費診療所として開院されるに至り（各説）、七月五日、大阪市南區（現浪速區）廣田町に私立德風施療院が設立され（各説）、同月三十日、廣島市會は市立施療病院の設立を可決し、十月一日より開院することとしてゐる（各説）。

八月には、東京市木挽町に平民病院の設立を見、實費診療を開始するに至つてゐる（各説）。

九月には五日、鈴木梅四郎等の設立にかかる實費診療事業が開始せられるに至つたことは先に闇説した如くである。十月には一日、福井縣坂井郡醫師會は施藥救療の大詔を拜し、施療券百枚を限り毎年發行して貧困者を施療することとし、此の日より實施してゐるが、此のことは既に第二節第三項に於いて述べた通りである。此の月二十一日、財團法人大阪毎日新聞慈善團は巡回病院を開設して愈々施療事業を行ふに至つてゐる（各説）。

尚ほ此の歲、千葉縣夷隅郡醫師會は、決議に基づき施療券一千五百枚を發行して救療活動を展開してゐる（各説）。四十五年には一月、大阪市東區伊國町に設立の聖若瑟教育院は、救療部を附設して貧困者の病兒に限り施療し（各説）、又此の月を以て、濟生會の救療事業は開始されるに至つてゐる（各説）。

五月には一日、東京市赤坂區槍町の陸軍々醫横尾求馬等が濟民協會なるものを設立して、貧困者の施療を行ふに至つてゐる（各説）。

てゐる（各説）。

六月には三十日、救世軍に依り東京市下谷區仲御徒町に救世軍病院が設立されてゐる（各説）。

七月には一日、東京市淺草區に實費診療所淺草支部が設立され、實費診療事業が開始されるに至つた（各説）。

八月には一日、濟生會深川診療所、本所診療所が開設されるに至つてゐる（各説）。

九月には十日、濟生會下谷、淺草、小石川の三診療所が開設されてゐる（各説）。

十一月には、京都府紀伊郡伏見町にある伏見十六會は、附屬事業として貧民救療を目的とする濟生園を開設するに至つてゐる（各説）。

- 註 (1) 東京醫事新誌 第一三四一號（明三七・一・一六）三六頁
- (2) 吳市史（大一三・一二）八六四頁
- (3) 東京醫事新誌 第一四一五號（明三八・六・二四）四三頁
- (4) 同 第一四四九號（明三九・二・二四）
- (5) 同 第一四五四號（明三九・三・三一）五三頁
- (6) 加美郡誌（大一四・一〇）四九九頁
- (7) 國民新聞（明三九・六・二三）「新聞集成明治編年史」第一三卷（昭二・五）一〇九頁
- (8) 東京醫事新誌 第一四八八號（明三九・一・二四）四七頁
- (9) 同 第一四九〇號（明三九・一・二・八）五五頁
- (10) 東京醫事新誌 第一五四二號（明四〇・一一・一〇）四五頁
- (11) 同 第一五四四號（明四一・一・一）七六頁

#### 第四節 醫療保護事業進展擴充の狀況

- 東京醫事新誌 第一五五〇號（明四一・二・一五）三五六頁  
同 第一五七〇號（明四一・七・四）三三頁
- 石川縣史 第四編（昭六・三）一一〇頁  
中巨摩郡誌 第九編（昭三・一・一）一一三頁  
同 同
- 東山梨郡誌（大五・七）六三六頁  
群馬縣邑樂郡誌（大六・一二）四二六頁  
增訂印南郡誌 後編（大五・一一）四三〇頁  
佐世保志 上卷  
福井縣坂井郡誌（大元・九）一七七一九頁  
千葉縣夷隅郡誌（大一二・五）五八一頁  
(21)(20)(19)(18)(17) (16)(15)(14)(13)(12)

一般醫療保護事業進展の状況は、大要上述の如くであるが、更に特殊醫療保護事業の状況如何にと觀るに、正に近代的醫療保護事業の萌芽を見るに至つた創生期とも稱し得べき時代であつたが、明治時代全體を通觀して云へば、正に進展の時代であつたといはねばならない。以下結核、瘧、精神病等について其の發達の迹を觀ることとしよう。

### (1) 結核豫防に關する國論の興起

前期に於いて、結核豫防撲滅制度の必要が社會識者の論議するところとなり、結核對策が一つの社會問題に發展せんとする形勢を誘致するに至つたことは、既に述べた通りである。然るに、此の期に入るに及び、此の結核問題は愈々社會問題化し、各方面より結核豫防撲滅に關する施策の急務が唱道されるに至つてゐる。

而も政府は始めて之に着手し、明治三十七年二月四日、内務省令第一號「肺結核豫防三關スル件」を公布し、四月一

## 二 特殊醫療保護事業の進展

日より之を實施するに至つた。是れ我が國に於ける結核防退の對策を講じたる始めであつて、結核豫防史上劃期的意義を有するものであるが、然し一に痰壺設置命令と稱せられてゐるが如く、一應の取締命令たるに止まり、治療豫防上遺憾の點甚くなく、而も結核は些も消褪の徵なく、逐年蔓延の状にあつたのである。

然れば、此が蔓延を豫防し、その撲滅を圖るために最も急を要するものは、治療豫防上の研究機關の設置と結核病院の設立であつたといはねばならない。茲に於いてか、結核病研究機關の設立と結核病院設置論とが俄然輿論として起るに至つた。明治四十年六月、岐阜縣濃飛醫師會が總會の決議を以て「結核病研究院」設立の建議を時の原内務大臣に提出して、研究機關の設立と、それに附屬する治療機關の設置とを要望したるが如き其の一例で、此の頃より醫家を其の最もものとして社會事業家等より或は研究機關、或は結核病院を設立することが結核對策の根本的なるものにして且つ刻下の急を要するとして論議されるに至つた。而して其の主張に於いて、異口同音に、貧困結核患者を對象とする救療施策を樹立することとし、結核撲滅豫防對策の要締なりとして強く說かされてゐることは、結核が最も經濟的條件に左右されると云ふことを看取しての論であるとはいへ、醫療保護事業上から特に注目に値ひする。

然しながら、かかる主張があつたにも拘らず政府に於いては何等施す所なく、從つて問題は問題として依然放任されてゐたので、遂に結核問題が議政壇上に於いて論議されるまでになつたのである。明治四十一年二月二十七日、第二十四回帝國議會衆議院に「脚氣及傳染病豫防方法に關する質問」が提出され、傳染病としての結核に關する質問が爲されるに至り、政府の無爲無策が難ぜられる。右質問は二つ乍ら代議士山根正次の提出にかかるものであつたが、政府の答辯は、或は調査中といひ、或は考究中といふのみであつて、行はんとする施策を何等明示するところがなかつたのである。從つて貧困結核患者救療の國家的方策に關しては、明治末期に於いても之を見ることが出来なかつたのであ

るが、四十四年一月十一日、渙發せられたる施藥救療に關する勅語は、貧困結核患者の救療と結核豫防事業を興起發展せしむる最大の契機となり、結核の豫防撲滅と貧困斯病患者の救療とを目的とする事業團體を設立せしめたるのみならず、上述の如き輿論に拍車を加へ、軽て大正時代に入るに及んで、政府をして此が施策を講ぜしめるに至つてゐる。さて翻つて、此の時代に於ける結核豫防事業團體について一言するに、明治四十二年一月、牧師松野菊太郎によつて東京府下澁谷町に報恩會が設立されてゐる。本會は、當初其の規模狹少であつたとはいへ、我が國に於ける此の種團體の嚆矢とも曰されるものであつて、其の開拓者の存在として結核豫防事業史上に占むる地位は大なるものであるといはねばならない（各説）。報恩會に次いで設立されたものとしては、白十字會及び島根縣飯石郡結核豫防協會がある。共に四十四年二月十一日、紀元節に下し賜ひし優詔に感激興起して組織されたものであつて、前者は東京市本郷林内科醫院長林止を中心とする基督教同信者たる有志醫師によつて、優詔渙發の當夜に於いて結成され、爾來活潑なる運動を展開し、結核豫防事業史上に最も大なる足跡を遺しつゝ今日に至つて居り（各説）、後者は島根縣飯石郡掛合村清水醫院内に、同年十一月を以て設立されたものであるが現存しない（各説）。次いで設立されたのは大阪結核豫防協會であつて、四十五年十二月を以て大阪市に誕生を見るに至つて（各説）ある。

以上が此の期に於ける結核豫防事業の大要であるが、其の詳細に就いては下巻各説に於いて述べることとする。

## (2) 脚氣病調査機關の設置

明治十年 皇室の御下賜金を拝戴して設立された脚氣豫防機關としての脚氣病院が、明治十五年に廢止となつて以來、脚氣病は増加の傾向にあり、國民保健上至大的關係あつたにもかゝらず、國家に於いて此が豫防治療に關し、何等施策するところがなかつた。

然るに、此の時代に入るに及び、此の機關が設立されることとなつた。本機關が設立されたのは明治四十一年である。

が、此より曩明治三十八年、脚氣病の治療及び豫防に關する國家的措置なからべからずとする論が、有識者の間に唱道され、脚氣病調査機關の設立を要望する聲が大なるに至つてゐる。即ち同年二月二十五日、第二十一回帝國議會衆議院に「脚氣病調査に關する建議案」が上提され可決を見るに至つて居り、四十一年二月二十二日、第二十四回帝國議會衆議院に「脚氣及傳染病豫防方法に關する質問」が提出され、三十八年には豫て衆議院の建議にかかる調査機關設立の議が再論され、且つ脚氣病は一般國民の保健上のみならず、國軍の資質を低下せしめ、國防上の脅威を招來する所以なりとされ、此が對策如何とするの質問が爲されるに至つてゐる。

斯くの如くして、脚氣病の豫防並に治療に關する對策が、國家施策として取上げらるべきものなることが漸く認めらるゝに至り、同年五月三十日、勅令第百三十九號「臨時脚氣調査會官制」が、明治天皇の聖慮と時の陸軍當局の建議とに依つて公布されたのである。斯くして明治十五年、脚氣病院を閉鎖して以來三十七年にして、再び斯病に關する専門的調査機關の設立を茲に再び見ることとなつたのである。本機關は、其の後斯病の豫防治療に關する幾多有益なる調査研究を遂げ、國民保健上且つは國軍の衛生上甚大なる效績を挙げ、大正十三年十一月二十五日、勅令第二百九十號を以て廢止されるに至つたものであるが、其の詳細については後述することとする。

## (3) 救癒制度の創始

癪病の豫防撲滅と癪患者の救療とを目的とする救癒事業は、此の時代に於いて異常なる進歩發展を遂ぐるに至つた。正に近代的救癒運動の黎明期乃至は發生期とでも稱すべき時代であつたといふことが出來る。

其の詳細は之を各説に譲り、其の概要を述べるに、明治三十八年十一月、大隈重信伯、澁澤男の發起により、英國人ミス・リデルの經營する熊本回春病院の救癒事業を援助すると共に、救癒運動を目的とする癪豫防委員會が設立されるに至り、癪問題に對する社會の注意を大いに喚起するに至つてゐる。次いで翌三十九年には、山根代議士により「癪豫

「防法案」が始めて議會に提出せられ、癩問題は社會の問題、國家の興亡に關する問題とまで考へられるに至り、癩豫防の社會的必要が討議されることとなつたのである。不幸、本法案は貴族院に於いて未決となつたが、越えて四十年、第二十三回帝國議會に「癩豫防ニ關スル法律案」が政府により提出せられ、三月十一日を以て兩院を通過し、同月十九日、法律第十一號を以て「癩豫防ニ關スル法律」が公布され、本法により四十一年に及び全國に五個の癩療養所が創立され、癩豫防制度に新紀元を劃するに至つてゐる。

尙ほ救癩事業經營の私營機關としては此より曩三十九年十月、綱脇龍妙に依り山梨縣身延に身延深敬病院が設立されたが、我が國に於ける救癩事業が、從來殆ど外人經營なるに對し、茲に本邦人經營になる一施設を見るに至つたことは、注意を惹くに足るものである。

#### (4) 精神病者救護に對する世論の覺醒

精神病者の保護救濟に關しては、明治三十三年三月十日、法律第三十三號を以て「精神病者監護法」の公布を見るに至り、不法の監置を排除して、精神病者を監視保護せしめんとしたのであつた。然し乍ら精神病者たるの認定は、一に醫師の知見如何に關はるところなるを以て、精神病學の進歩發達を計る必要ありとして、三十九年、第二十二回帝國議會衆議院に、山根・江原二代議士より「精神病學科設置に關する建議案」が提出され可決されるに至つた。又此の頃より精神病者監護法のみを以てしては、精神病者の治療上缺くるところありとなされ、精神病院を設置することの急務が各方面より論議され、殊に四十四年に至つて、山根代議士の提出にかかる「官立精神病院設置に關する建議案」が、第二十七回帝國議會衆議院に於いて討議され、可決されるに至つてゐる。

かくの如くして、精神病者の醫療保護施策について、漸次輿論を覺醒し、転て精神病院法を公布せしむべき氣運を醸成しつゝ此の時代を過ぎたのであるが、其の詳細は之を下巻各説に述べることとしよう。

### 三 軍事援護救療活動の展開

明治二十七八年に於ける日清戰役を契機として、始めて興起するに至つた軍事援護の事業は、其より十年にして明治三十七年二月五日、日露の國交一度斷絶して、その九日、早くも戰端を開き、翌十日、宣戰の詔勅下るや、國內を擧げて銃後奉公活動を展開するに至り、茲に再び軍事援護事業の擡頭を見ることとなつた。就中軍事援護事業の一翼を成す出征軍人遺家族救療事業について之を云へば、各府縣醫會、公私の病院、開業醫等、夫々例外なく援護救療活動を開始したのであるが、今筆者の關見したところにより其の一斑を示すこととする。

關東地方——千葉縣に於いては、市原郡部醫會が、出征軍人遺家族に對して無料診療を行ひ、埼玉縣に於いては、縣醫會北埼玉郡支會が、三十七年五月十四日、應召、出征軍人家族の傷病者施療の件を會員に達し、施療券を配布して之を實施したが、出征人員一千三百三十三人に付き施療券三千六百十枚を配布してゐる。<sup>(2)</sup>茨城縣に於いては、多賀郡醫會に於いて無料診療を決議施行してゐる。群馬縣に於いては、邑樂郡醫會は、軍人遺家族に對し施療券を配布して救療を行つてゐる。<sup>(3)</sup>

東北地方——宮城縣に於いては、遠田郡醫會が、出征軍人家族の施療を實施してゐる。<sup>(4)</sup>  
近畿地方——京都府に於いては、京都府醫會京都市支會が、三十七年二月頃、出征軍人遺家族施療の件を決議してをり、三重縣に於いては、三重郡醫師會は、出征軍人遺家族に施療を實施し、兵庫縣に於いては、多紀郡醫師組合は、出征軍人家族の施療を行つてをり、又氷上郡醫師組合に於ても、出征軍人遺族に優待治療券を配布して診療料、藥價すべて無料とし、加東郡醫師組合は、出征軍人遺家族に對して施療券を發行して組合員をして治療せしめ、「此の診察を受けたるもの二百三人に要したる治療費は三百四十八圓五十錢なり」と、稱されてゐる。

中部地方——愛知縣に於いては、名古屋市醫會に於いて、明治三十七年三月十一日、臨時會を開催し、滿場一致を以

て「出征軍人家族罹病者施療の件」を可決して之を實施<sup>(10)</sup>、又此の頃、西春井日郡、愛知郡醫會等に於いても、出征軍人家族施療の決議を行ひ實施するに至つた。<sup>(11)</sup>八名郡<sup>(12)</sup>、中島郡<sup>(13)</sup>醫會も亦、軍人、軍屬、從軍者の家族疾病者に施療を實施するところがあつた。靜岡縣に於いては、志田郡醫會が、出征軍人家族に對し施藥施療を行ふこととし、從軍々人及び軍屬の家族にして疾病にかかるものある時は、其の町村又は最寄居住會員に於いて救療すべきものとして之を實施し、<sup>(14)</sup>この治療患者數一、三六二人、治療日數二二、五一〇日の多きに上つたと稱されており、榛原郡醫會も亦援護救療事業<sup>(15)</sup>を開始し、出征軍人家族に施療してゐる。<sup>(16)</sup>山梨縣に於いては、東八代郡醫會は、施療券を發行して援護救療活動を行ひ、中巨摩郡醫會<sup>(17)</sup>も亦出征軍人家族施療を實施してゐる。

右は醫會に於ける援護救療活動であるが、一般醫療保護事業機關始め一般醫師が率先して援護救療活動を開始したものなることは、茲に改めて敍べるまでもないことであらう。尙ほ援護救療活動の特殊なるものとして、此の時に始めて出征軍人遺家族の家庭について巡回看護をこととする援護看護婦事業が興るに至つてゐる。それは三十八年に名古屋市に設立せられた櫻花義會巡回看護部であるが、此のこととは前にも闡説したところであるから、茲に贅しないこととする。

- 註 (1) 千葉縣市原郡誌（大五・七）二五九頁
- (2) 北埼玉郡史（大一二・三）四三二—三頁
- (3) A 多賀郡史（大一二・六）五四五頁
- (4) 群馬縣邑樂郡誌（大六・一一）四二六頁
- (5) 遠田郡誌（大一五・五）五三四頁
- (6) 三重縣三重郡誌（大七・五）五八八頁
- (7) 多紀郡誌（明四四・一一）一七三頁
- (8) (17)(16)(15)(14)(13)(12)(10)(9) 丹波水上郡誌 下巻（昭二・一二）一二七八頁
- (11) 加東郡誌（大一二・一〇）四五四—五頁
- 東京醫事新誌 第一三五一號（明三七・三・二六）四二頁
- 八名郡誌（大一五・四）八二一頁
- 一宮市史 下巻（大一四・一）九四頁
- 靜岡縣志太郡誌（大五・三）八一三頁
- 靜岡縣榛原郡誌 下巻（大五・三）二三五頁
- 東八代郡誌（大三・一〇）五四二頁
- 中巨摩郡誌 第九編（昭三・一一）二三頁

## 索

## 引

ア

アーサア・エツチ・アダムスの浪花施療病院	二六八—二九六
アーネスト・ハート	二七
アダムスの浪花施療院	二七
アリス・ペラー・アダムスの施療	二八一
アンナ・エル・ホイトニーの施療	二九〇
愛之堂醫院の救療	二九四
愛知縣愛知郡醫會の軍事援護救療	二九六
愛知縣義病院	二九七
愛知縣施療券發行規則	二九七
愛知縣中島郡醫會の軍事援護救療	二九八
愛知縣中島郡醫師組合會の軍事援護救療	二九九
愛知縣中島郡醫會の軍事援護救療	三〇〇
愛知縣に於て衛生警察を設けんとするの概略	三〇一
愛知縣西春日井郡の軍事援護救療	三〇二
愛知縣東春日井郡第二醫會の軍事援護救療	三〇三
愛知縣病院	三〇四
秋田病院	三〇五
秋田報國醫會の軍事援護救療	三〇六
秋庭正道等の施療	三〇七
秋保盛常の軍事援護救療	三〇八
惡病流行の際貧困者救助方概則	二九六—二九七—二九八—二九九—三〇〇
淺草寺臨時救護所	二九七
淺草寺病院	二九八
淺田理助の衛生社	二九九
淺野玄秀等の施療	三〇〇

- 朝吹英二……………二二〇  
旭病院……………二二一  
東一登の施療……………二二二  
東病院施療部……………二二三  
阿仁合施藥院……………二二四  
安達憲忠……………二二五  
安濃津醫學校兼治療所……………二二六  
安藤龜太郎……………二二七  
安藤光闘の施藥……………二二八  
安藤正胤……………二二九  
天野仙輔……………二三〇  
有田法宗等の共立小樽施療所……………二三一  
安藤精軒……………二三二  
安藤精軒の治療所……………二三三  
安藤正胤……………二三四  
天野仙輔……………二三五  
有田法宗等の共立小樽施療所……………二三六

## イ(ヰ)

- 醫學館……………二一四  
醫學所……………二一五  
醫學研究會の施療……………二一六  
醫學技術……………二一七  
醫學校兼病院……………二一八  
醫家的新醫療保護論……………二一九

- 醫事衛生制度整備に關する内務省上申……………二二〇  
醫師開業試驗施行……………二二一  
醫師開業試驗法……………二二二  
醫制……………二二三  
醫制取調方に關する同……………二二四  
醫制取調方に關する文部省への達……………二二五  
醫制取調方……………二二六  
醫制發布……………二二七  
醫務局……………二二八  
醫務課……………二二九  
醫務局……………二二九  
醫療國營制度……………二三〇  
醫療制度……………二三一  
醫療の社會化……………二三二  
醫療の普及化……………二三三  
醫療保護發達の必然性……………二三四  
イエス國救濟診療部……………二三五  
五十嵐勘一等の報國醫會……………二三六  
育濟會勝山醫院の施療……………二三七  
池田謙齋……………二三八  
一木喜徳郎……………二三九  
一厘講……………二四〇  
泉橋慈善病院……………二四一

## 今井了の施療……………二四二

入澤達吉……………二四三

## ウ

- ウイリス……………二四四  
上田建馬(眞)等の貧民病院……………二四五  
上田善醫學寮……………二四六  
上原正兄の施療……………二四七  
卯辰山養生所……………二四八  
宇都宮共義病院……………二四九  
瓜生岩子の濟生病院……………二五〇  
宇和川義瑞の巡回施療……………二五一

## H(ヰ)

- 衛生委員……………二五二  
衛生委員通信手續……………二五三  
衛生救貧院……………二五四  
衛生行政機關の創置……………二五五  
衛生行政機構の整備……………二五六  
衛生局……………二五七

## 衛生區

大阪市醫師會救護班

二六三

衛生事務擔當吏員

一六

衛生巡察使

一一七

衛生制度論

一七〇

越後府施藥院

一五〇

江原素六

一五

江馬春熙

一五

江守敬壽等の軍事接護救療事業

一五

愛媛縣下浮穴伊豫郡醫會の軍事接護救療

一五

愛媛縣立病院

一五

圓融會の施療企劃

一五

永樂病院

一五

## オ(ヲ)

大内喜里の施療

一五

大垣假病院

一五

大隈重信

一五

大倉喜八郎

一五

大阪組合病院

一五

大阪結核豫防協會

一五

大阪高等醫學校學友會施療救恤部

一五

大阪裁判所へ施療病院設立に關する御沙汰

一五

大阪府立病院設立に關する御沙汰

一五

大阪府讀良醫會の軍事接護救療

一五

大阪府芙蓉郡醫會の軍事接護救療

一五

大阪府施療醫心得

一五

大阪府病院

一五

大阪府貧民心得

一五

大阪府病院

一五

大阪府施療所心得

一五

大阪府病院

一五

大阪府貧民施療規則

一五

大阪府貧民施療券發行の件

一五

大阪府立病院を施療病院とするの論

一五

大阪府立病院及醫學所

一五

## 力

海員救療機關設立の計畫

二六一

海員並に其家族施療院設立の意見

二六三

海軍省醫務局長の結核豫防訓示

二六五

開業醫共同病院

二六七

開業醫制度

二六九

開業醫の營利化

二七一

開成所

二七三

開拓使

二七五

外國入たる行旅病人行旅死亡人及同伴者の救護並取扱に關する特例

二七七

回春病院

二七九

回春病院の救護事業

二八一

解備軍夫救護會

二八三

解備軍夫教護會施療規程

二八五

香川縣三豐郡醫師會の施療

二八七

香川縣三豐郡醫師會附屬病院

二八九

岡田保三郎の施療

二九一

岡山醫科大學附屬醫院

二九三

岡山市窮民施療規則

二九五

岡山博愛病院

二九七

岡山藩立醫學館及大病院

二九九

賀川豊彦の施療

賀賀美光實

加藤敬頼等の土浦施療院

加藤時次郎

柿沼谷藏

學術の成否試考の上開業を要する儀に關する布告

鹿児島醫學校兼病院

鹿兒島醫師會の軍事授護救療

鹿兒島縣薩摩郡高城郡小薩醫舍の施療券發行

鹿兒島東本願寺病院の施療

梶澤勇吉の施療

春日朴

片山國嘉

脚氣及傳染病豫防方法に關する質問

脚氣病院

脚氣病調查機關の設置

脚氣病調査に關する建議案

桂川甫眞

門脇宗謙等の軍事授護救療

神奈川縣醫會横濱支部の市立病院廢止運動

金澤藩醫學館

金澤病院富山分院

金澤良齋

金子忍謙の施療

看護婦無料派遣事業

官公立病院廢止論

官立醫學校附屬病院を施療病院とすべきの請願書

官立醫學校附屬病院を施療病院とすべきの建議書

河島醇の地方赤十字社病院設立の主唱

川上昌保

川口耶蘇教會の施療病院設立企劃

川俣病院施療部

岸篤の施療病院設立必要論  
北里柴三郎

窮民施療規則

救療活動

救療事業

救療制度の創始

救療病院設立運動

救療病院設立必要論の主張

共愛株式會社

共敷病院の無料輕費診療

共立小樽施療所

杏雪堂病院附屬施療室

杏林會の救療

杏林義倉の施療

協諾社の施療

協同會の應急巡回施療

強制種痘制度

京都共立惠愛病院の施療

京都看病婦學校

京都醫會の施療病院設立企劃

京都漸進醫會の施療

京都施藥院協會厚生病院

京都帝國大學附屬醫院

京都府醫會京都市支會の軍事授護救療

- 北島多一  
喜多見行正  
岐阜縣醫師大會の赤十字社病院設置建議  
岐阜縣濟飛醫師會の結核病研究院設置に關する建議  
岐阜縣病院  
キムシンの施療  
木造合社病院  
木村博明の會社病院  
木村鱗太郎等の共立小樽施療所  
渾江病院  
救濟衛生制度に關する意見  
救濟制度に關する意見  
救新社施藥所  
救世軍病院  
救世社病院の施療  
救貧法案  
救貧法制要義  
窮民一時救助規則  
窮民救助法案  
窮民救助法案に現れたる醫療保護政策

京都府立療病院	四八二
京都本派本願寺慈善病院	四八三
基督教傳道義會附屬東信濃町醫院	四八四
金祿公債證書條例	四八五

桑田熊藏：郡區醫務心得 ..... 一四一  
郡區醫務配置方法 ..... 一四六

九

區醫職務心得（東京府）	一四五
楠田病院の施療	一四六
庄田諱太郎	一四七
室田靜太郎の救濟制度に關する意見	一四八
熊代惟三郎	一四九
熊本縣醫會熊本市醫會の施療	一五〇
隈川宗悅	一五一
隈川宗悅の施療	一五二
熊本市醫會の施療規定	一五三
熊本藩立治療所	一五四
倉田益の施療	一五五
栗山清藏の施療院設立計畫	一五六
吳海軍工廠職工共濟會病院	一五七
吳市醫設置規則	一五八

四

輕費診療事業 ..... 三八〇  
結核慈善病院 ..... 三一七  
結核に關する質問主意書 ..... 三九一  
結核病研究院 ..... 三九一

結核豫防に關する國論の興起 ..... 二一〇  
結核豫防撲滅制度 ..... 二一〇  
結核豫防撲滅に關する世論の喚起 ..... 二一六  
兼營醫療保護(事業)機關 ..... 二一七  
檢疫實施中貧困者藥價支給の件 ..... 二一八  
檢疫停船規則 ..... 二一九  
健康警察醫官を設く可きの建議 ..... 二二一  
縣治條例 ..... 二二二

興基病院	工場衛生制度	1120
工場法	好生病院	1040
高知藩醫學局	高知病院	1040
江東病院の施療	江東病院	1040
甲府醫學所	甲府假病院	1040
神戸國際病院	神戸病院	1040

後藤新平の救濟衛生制度に關する意見 ..... 二〇一  
後藤新平の救貧税法案 ..... 二七〇

後藤新平の救濟制度に關する識見 ..... 一七六  
後藤新平の伊藤博文に對する建言書 ..... 一七三

後藤新平の建白 ..... 一七一  
後藤新平の社會政策的救濟制度實施の提唱 ..... 一六一

後藤新平の救事務局設置に關する件 ..... 一五九  
後藤新平の帝國施療病院設立費外五件豫算編入之儀に付伺 ..... 一八四

後藤新平の償金の内三千萬圓を帝室の御料に納むる件に付 ..... 一七九  
建議案 ..... 一七九

後藤新平の明治恤救基金に關する建白 ..... 一六五  
虎列刺及吐瀉の二症ある貧困患者施療方 ..... 一四一

虎列刺及吐瀉病患者施療券取扱手續 ..... 一四一  
虎列刺病豫防規則 ..... 一五〇

虎列刺病豫防假規則 ..... 一四一  
虎列刺病豫防に關する御沙汰 ..... 一三九

近衛篤磨 ..... 一三九  
近藤玄齡の施療病院設立企劃 ..... 一〇八

近藤廉平 ..... 一〇八

濟衆病院の施療 ..... 一七〇  
濟生會 ..... 一〇一

濟生會淺草診療所 ..... 二五九  
濟生會小石川診療所 ..... 二五八

濟生會下谷診療所 ..... 二五七

濟生會設立趣意書 ..... 二五九  
濟生會設立に關する桂首相の演說 ..... 二六三

濟生會設立に關する桂內閣總理大臣及平田内務大臣の地方長官への依頼書 ..... 二六一

濟生會設立に關する内務大臣祕書官より地方長官への通知 ..... 二六一  
濟生會設立に關する内務大臣祕書官より地方長官への依頼狀 ..... 二六一

濟生會設立に關する平田内相の演說 ..... 二六五

濟生會の成立 ..... 二七〇  
濟生會の施療 ..... (福井縣) ..... 二三三

濟生會本所診療所 ..... 二七四  
濟生會深川診療所 ..... 二八九

濟生學舍(東京)(群馬) ..... 一一一

濟生會の施療事業開始 ..... 二四七

濟生會の總裁、會長、副會長、顧問 ..... 二七四

濟民協會の施療 ..... 二八九

濟民協會の施療 ..... 二八八

齊藤善雄等の癆病患者取締に關する建議案 ..... 二六一

再春館 ..... 二五三

埼玉醫學校 ..... 二四八  
埼玉縣醫令北埼玉郡支會の軍事授護救療 ..... 二五三

堺縣の施療 ..... 二四八  
相良知安 ..... 二四九

船病院 ..... 二三一  
櫻井喜臣の施療 ..... 二三一

左座金藏 ..... 二二九  
佐々木東洋 ..... 二二九

佐々城本支の施療病院設立計畫 ..... 二二九  
佐世保市醫師會の施療方法 ..... 二二九

佐竹作太郎 ..... 二二九  
佐藤尚中 ..... 二二九

佐藤謙 ..... 二二九  
索引 ..... 二二

濟生會救療部 ..... 二八六  
佐藤病院 ..... 二〇一

佐野常民 ..... 一〇八  
札幌假病院 ..... 一〇九

澤右衛門佐 ..... 一〇九  
產業衛生制度 ..... 一五三

四恩瓜生會救療部 ..... 二八六  
慈惠醫館 ..... 二八六

佐藤病院 ..... 二〇一  
慈惠會 ..... 一一九

慈惠病院 ..... 一九一  
慈惠病學校 ..... 一九一

慈惠療院 ..... 一八七  
慈善看護婦會の無料看護 ..... 一二一

慈苑會の施療 ..... 一二一  
滋賀縣立假病院 ..... 一〇九

重松八郎等の共立小樽施療所 ..... 二六六  
重松八郎等の共立小樽施療規則 ..... 一四六

靜岡縣志太郡醫會の軍事授護救療 ..... 二六六  
靜岡縣志太、益津醫會の軍事授護救療 ..... 二六六

靜岡縣葉栗郡醫會の軍事授護救療 ..... 二六六

静岡縣榛原醫會の軍事接護救療	三六六
静岡縣榛原郡醫會の軍事接護救療	三六六
静岡病院	三六六
實費診療事業	一〇一・二七六・二八九
實費診療所	一七六一・二七六一・二九九
實費診療所設立の趣旨	一七六一・二九九
疾病保険制度	一七六一・二九九
疾病保險法	一七六一・二九九
疾病保險法必要の氣運	一七六一・二九九
信夫清三郎	一〇〇
柴田家門	一〇〇
澤澤榮一	一〇〇
島根縣鹿足郡衛生會の施療	一〇〇
島根縣飯石郡結核豫防協會	一〇〇
下村宏	一〇〇
社會衛生行政	一〇〇
社會政策學會設立趣意書	一〇〇
社會政策的救療制度實施の提唱	一〇〇
社會政策的救療制度論	一〇〇
社會政策的救療論	一〇〇
自由開業醫(制)	一〇〇
職業衛生法	一五五
職工衛生法	一五五
ジ・エム・コールの救療	一五五
ジョン・シー・ベリーの貧民治療所	一五五
ジョン・パチエラーのアイヌ施療	一五五
白井剛策	一五五
ス	
菅公玄都の施療病院設立計畫	一〇八
杉田雄	一〇八
鈴木梅四郎	一〇八
鈴木重遠	一〇八
鈴木雅子の慈善看護婦會	一〇八
鈴木良哉の軍事接護救療	一〇八
駿府病院	一〇八
成醫學校	一九
精神病學科設置に關する建議案	一九
精神病者監護法	一九
精神病者監護法案	一九
精神病患者監護法施行規則	一九

從軍人夫醫療保護	八一・二七一
從軍夫卒救護の要旨	二二・二七一
恤教醫官	二八一・二九六
恤教醫官設置の企劃	二九一・二九六
恤教事務局設置に關する件	一七七一・一七八一・一七九
種痘方規則	一〇三一・一〇四
種痘法案	一七七一・一七八一・一七九
種痘館規則	一〇三一・一〇四
種痘規則	一〇三一・一〇四
種痘館	一〇三一・一〇四
種痘心得	一〇三一・一〇四
種痘法	一〇三一・一〇四
種痘制度	一〇三一・一〇四
種痘規則	一〇三一・一〇四
種痘所	一〇三一・一〇四
巡回看護婦事業	一七七一・一七八一
巡回施療	一七七一・一七八一
順性堂の施療	一七七一・一七八一
巡回病院	一七七一・一七八一
賃金の内三千萬圓を帝室の御料に納むる件に付建議案	一七〇
松香私志	二九一・二九六
昌平校	一七
精神病者救護に對する世論の覺醒	二九四
精神病者保護制度の確立	二九四
精神得館	二九四
西洋醫術採用方に關する建白	二九四
西洋醫術差許の御沙汰	二九四
西洋醫術差許の布告	二九四
西洋醫術の所長採用方に關する御沙汰	二九四
西洋事情	二九四
聖心醫院の施療	二九四
聖路加國際病院	二九四
赤十字社支部病院設立準則	二九四
施善會の施療	二九四
積善會(前稿)	二九四
施藥院設けざる可らざるの論	二九四
施藥救療事業に對する輿論の覺醒	二九四
施藥救療に關する愛知縣醫師會の建議	二九四
施藥救療に關する大阪醫師會の調查建議	二九四
施藥救療に關する大阪私立衛生會の建議	二九四
施藥救療に關する建議書	二九四
施藥救療に關する勅語	一〇一・二九一・一三二六・二九四
施藥救療に關する勅語と關西醫師大會決議	二九四

施療救療に關する勅語と岐阜市醫師會……………二四九

施療救療に關する勅語と熊本醫師會……………二四九

施療救療に關する勅語と仙臺醫師會……………二四九

施療救療に關する勅語と富山縣醫師會……………二四九

施療救療に關する勅語と新潟縣醫師會……………二四九

施療救療に關する勅語と日本藥劑師會……………二四九

施療救療に關する勅語と福井縣坂井郡醫師會……………二四九

施療救療に關する勅語と府縣醫師會……………二四九

施療救療に關する勅語と明治醫會……………二四九

施療救療に關する勅語と門司市醫師會……………二四九

施療救療の勅語換發と貴族院、衆議院……………二四九

施療救療の勅語換發に關する大隈重信の謹話……………二四九

施療救療の勅語換發に關する桂首相の謹話……………二四九

施療救療の勅語換發に關する平田内務大臣の謹話……………二四九

施療救療の勅語換發に關する早川千吉郎の謹話……………二四九

施療治療規則……………二四九

施藥所……………二四九

施療費心得……………二四九

施療受持區劃……………二四九

施療規則……………二四九

施療券及藥價半額券發行手續……………二四九

施療券及藥價半額券渡方心得……………二四九

施療券取扱手續……………二四九

施療券發行規則……………二四九

施療所設置規則……………二四九

施療病院設立に關する御沙汰……………二四九

施療病院設立に關する意見書案……………二四九

施療病院設立に關する請願貴族院通過……………二四九

攝津縣の巡回施療……………二四九

仙臺共立病院……………二四九

仙臺醫師會の施療病院設立の建議……………二四九

仙臺市醫師會の施療決議……………二四九

仙臺區施療規則……………二四九

聖若瑟教育院救療部……………二四九

仙臺區施療所……………二四九

添田壽一……………二四九

ノン

蘇門病院の施療……………二二
外村義郎の施療……………二二
タ
大學東校……………一七
大學南校……………一七
大日本醫會第一大會……………一七
大日本醫會第一次大會決議……………一七
大日本醫會第二次大會……………一七
大日本醫會第四大會に於ける勞働者及工場衛生法制定に關する決議……………一九
大日本醫會東京地方部の施療病院設立に關する提出議案……………一九
大日本醫會の官立醫學校附屬病院に對する請願及意見書……………一九
大日本醫會の施療病院設立請願運動……………一九
大日本醫會の府縣立病院及其他の公立病院を施療病院となすの建議書……………一九
大日本精舍兵庫地方部の官公立施療病院設立に關する議案……………一九
大日本救療院……………一九
大日本私立衛生會金澤支會の施療……………一九
大日本生命保全會社の經營診療計畫……………一九
大病院……………一九

泰西醫學採用方に關する建白……………三一三
泰西醫學採用の御沙汰……………三一三
待勞院の救療事業……………三一六
高岡の醫師の施療出願……………三一三
高岡貧病院出張所……………三一三
高木兼寬の施療病院設立企劃……………一〇九
高階典藥少允高階筑前介建白……………一三一
高階典藥少允高階筑前介建白……………一三一
高須綠郎……………一三一
高橋病院の施療……………一六六
高橋正純……………一六六
高松醫學會の施療……………一三七
高松共立病院……………一三七
高柳嘉平の施療……………一三七
高山齒科醫學院の施療……………一三七

